

## 北斗会東部支部会則

(目的)

第1条 北斗会会則に基づき、東部支部を運営するための根拠を定める。

(活動)

第2条 本支部は、支部員の親和を図るため、次の活動を行う

- 1 懇親を目的とする会合等の開催
- 2 慶弔の活動
- 3 その他の活動

(懇親の活動)

第3条 支部の懇親会を毎年7月に開催する。

主担当は、総会等担当部会とする。

- 2 一水会を原則として隔月第1水曜日に開催する。

(クラブ活動)

第4条 スポーツ、趣味等の活動を実施して懇親の実を上げる とともに、同窓会大会等に北斗会の代表選手を派出する。

(慶弔の活動)

第5条 支部としては慶弔のうち、支部会員の弔に係わる活動のみ実施する。

- 2 支部員死亡の場合

その他の支部員に当該死亡を通知する。

(組織)

第6条 本支部に、支部本部及び陸上、海上、航空部会を置く。

(支部本部)

第7条 本支部は、支部全般に関わる活動を行う。

(陸上・海上・航空部会)

第8条 陸上、海上、航空の各部会は、東京都、栃木・群馬・新潟・長野・山梨・神奈川・静岡・千葉・茨城・埼玉 各県の会員を各要員ごとに掌握し、慶弔、クラブ活動、諸連絡等の活動を実施する。

(役員)

第1条 支部本部に次の役員を置く。

- 1 支部長 1名
- 2 陸上、海上、航空部会長 各1名
- 3 理事長 1名
- 4 理事 6名(陸、海、空各2名)
- 5 会計理事 1名

(支部総会)

第10条 本支部の最高議決機関を支部総会とする。

- 2 支部総会は、年に1回を基準とし、必要あればその都度支部長が招集する。
- 3 開催時期は、東部支部年度懇親会と同時期とする。
- 4 支部総会は、次のことを議する。
  - (1) 支部会則の改正
  - (2) 支部長の選出
  - (3) その他
- 5 支部総会の議決は、その出席者の過半数をもって決する
- 6 議長は、理事長が担任する。

(役員会)

第11条 役員会は、議決・執行機関とし、支部長が必要に応じ招集する。

(役員を選出及び任期)

第12条 支部長は会員の推薦により総会の承認を得て決定する。

- 2 理事長及び理事は、支部長が選任し決定する。この際、北斗会本部役員との兼任及び理事相互の兼任を妨げない
- 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(陸上、海上、航空各部会役員)

第13条 陸上、海上、航空部会長は、各部会員の推薦により決定する。

- 2 各部会の役員は、部会長の推薦により決定する。この際、支部役員との兼任を妨げない。

(会計及び会計監査)

第14条 会計年度は、7月1日から翌年の6月30日とする。

- 2 支部の支出は、理事長の承認を得て会計理事が実施する。
- 3 決算は会計年度ごとに実施し、会計監査の後、役員会において承認を受けるものとする。なお、会計監査は、理事長が選任する理事が実施する。

付則

この支部会則は、平成16年7月9日から施行する。

改正 平成25年6月30日

改正 平成30年7月7日